

小さな家電に大きな資源！ 小型家電リサイクル

小型家電には、鉄・アルミ・銅・貴金属・レアメタルなどの有用な金属がたくさん含まれています。

日本では年間65万トン(鶴居村：R3年度実績5.5トン)の小型家電が使われなくなっています。

その中には844億円もの鉄・アルミ・銅・貴金属・レアメタルなどの有用な金属が含まれており、この貴重な資源の有効利用と環境汚染を防止するため、2013年4月から「小型家電リサイクル法」(正式名称：使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づき、小型家電のリサイクルが始まっています。

資源の有効活用と環境汚染を防止するため、村民の皆様のご協力をお願いします。

(回収品目)

村では、法律に基づき「ご家庭」から排出される携帯電話、電子レンジ、パソコン、ゲーム機などの小型家電28品目(表1)とその付属品(充電器、アダプター、通信ケーブル、各種メモリー類など)を「無料」で回収しています。

回収された小型家電は、国の認定を受けた認定事業者が分解・粉碎→選別→有害物質を処理したうえで金属資源として再生されます。

(表1) 小型家電リサイクル対象品目(28品目)

	対象品目	具体的に該当する品目の例
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末(公衆用PHS端末、スマートフォンを含む)、カーナビゲーション
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及び一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター(パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	モニター(パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電気ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスメーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシン
24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)
26	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)

(回収場所)

ご家庭から排出される小型家電は、村内4箇所に設置している「小型家電回収ボックス」で回収しています。

(回収ボックス設置場所)

役場玄関横、一般廃棄物最終処分場管理棟、幌呂農村環境改善センター玄関横、下幌呂コミュニティセンター玄関横

(廃棄するときの注意)

- ・家電リサイクル法の対象機器(ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)とパソコンのブラウン管モニターは回収の対象外です。
- ・CD、DVD、ブルーレイディスク、ビデオテープ、カセットテープなどの記録媒体は回収の対象外です。
- ・電池は小型家電から取り外し、専用リサイクルボックス(役場玄関横、一般廃棄物最終処分場)に入れてください。
- ・パソコンのデータや携帯電話のメモリーなどの個人情報情報は消去した後で廃棄してください。
- ・回収ボックスに廃棄できる小型家電は、概ね47cm×85cm(投入口の大きさ)以下のものに限ります。